

～ 鉾田市教育振興基本計画について ～

総合教育会議 資料
令和7年6月25日
教育部教育総務課

次第

1

教育振興基本計画とは

2

銚田市の教育振興基本計画について

3

銚田市教育振興基本計画の策定方針について

4

銚田市教育振興基本計画のスケジュール（案）について

1 教育振興基本計画とは

教育基本法第17条第2項に基づき、国の定める「教育振興基本計画」を参考にして、その地域の実情に応じ、教育の振興のための基本的な計画を定めるもの。

根拠法令

○ 教育基本法(平成十八年十二月二十二日)(法律第百二十号)
(教育振興基本計画)

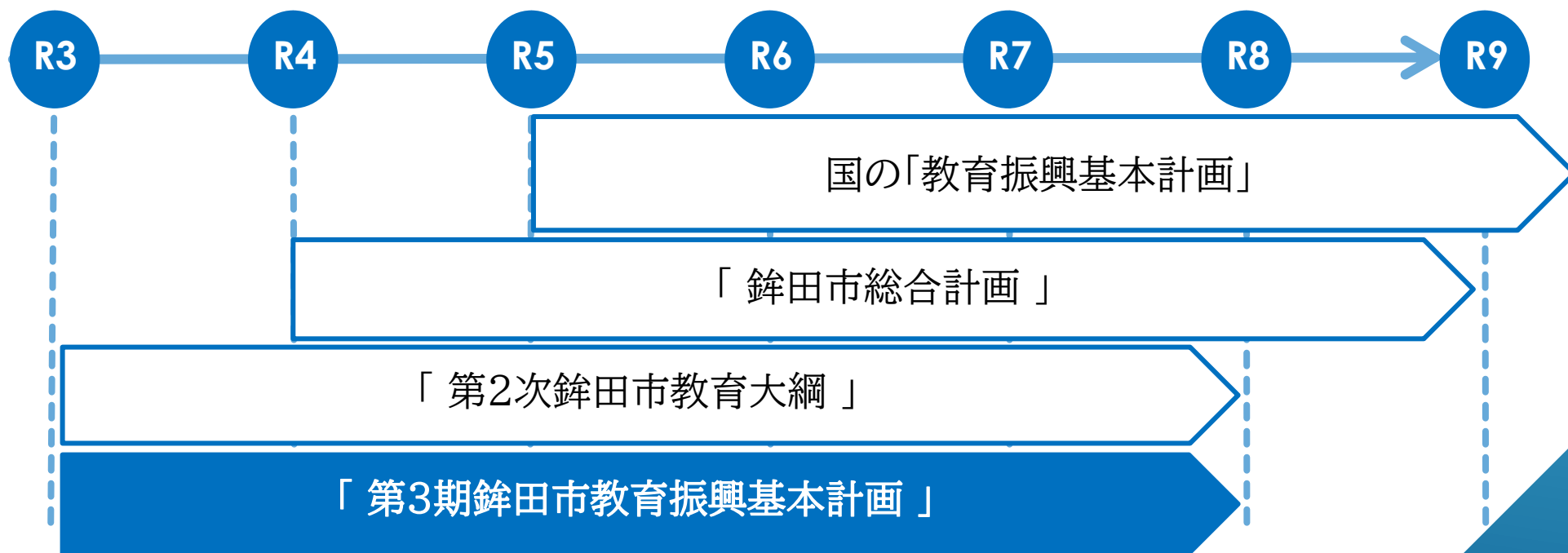
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 銚田市の教育振興基本計画について

令和3年3月に「第3期 銚田市教育振興基本計画」を策定し、教育大綱とともに、令和3年度から令和7年度までの計画となっている。

【他の計画との状況】



3 鉾田市教育振興基本計画の策定方針について

教育振興基本計画は、国の定める「教育振興基本計画」を参考にして、その地域の実情に応じ、教育の振興のための基本的な計画を定めるものとなっている。

国の次期教育振興基本計画が、令和9年度に策定を予定していることから、本年度策定を予定している「第4期鉾田市教育振興基本計画」の期間を **3年間** とし、令和10年度に改めて国の計画を盛り込んだ第5期鉾田市教育振興基本計画を策定していきたいと考えている。

4 銚田市教育振興基本計画のスケジュール(案)について

